

離島振興対策実施地域の指定に関する これまでの経緯

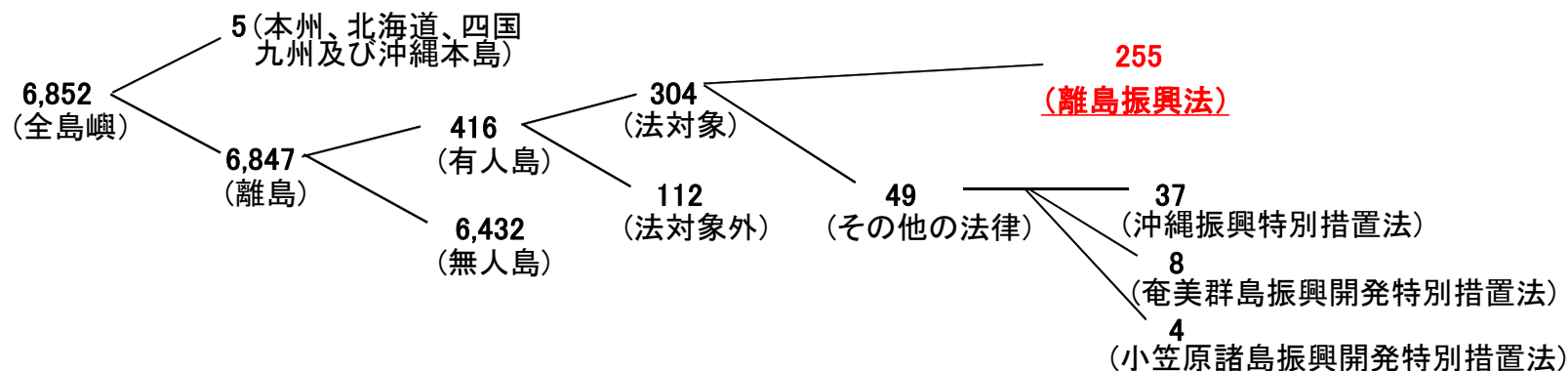
国土交通省 国土政策局
離島振興課
令和元年9月

離島振興対策実施地域の現況

- わが国は6,852の島嶼により構成されている。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域は255島(78地域)となっている。
- 離島振興対策実施地域の面積は5,323km²で全国面積の1.41%、人口は約38万人で全国人口の0.30%を占めている。

【日本の島嶼の構成】

(平成 31年 4 月 1 日現在)



【離島振興対策実施地域の現況】

区分	離島の状況
地域数	78
指定有人島数	255
面積	5,323km ²
(対全国比)	(1.41%)
人口	38万人
(対全国比)	(0.30%)
関係市町村数	112

(注)人口は平成27年国勢調査による

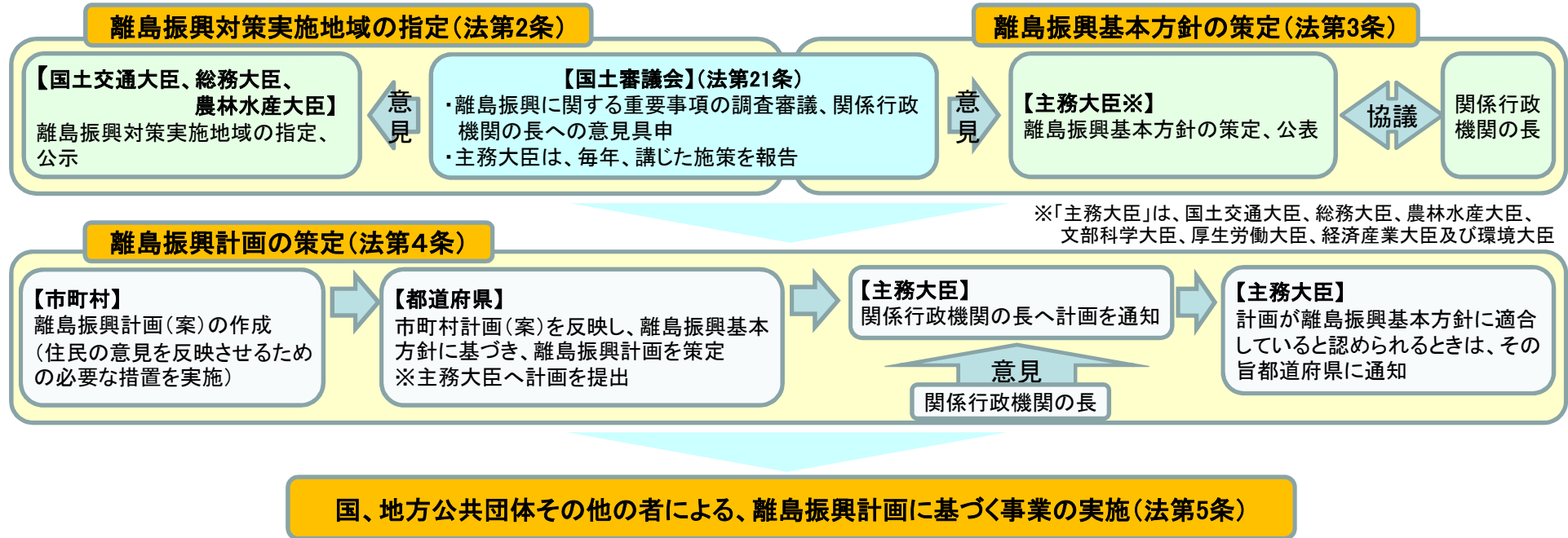
離島振興法(昭和28年法律第72号)

昭和28年に議員立法により制定(10年間の時限立法)
平成24年6月20日に成立、同27日公布、平成25年4月1日から施行

1. 離島振興法の目的(第1条)

我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っている離島が、人口減少の長期継続、高齢化の進展など、他の地域に比較して厳しい条件下にあることに鑑み、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正等を図り、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進し、もって無人の離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。

2. 離島振興法の体系



3. 離島振興法に係る施策及び主な特例措置等

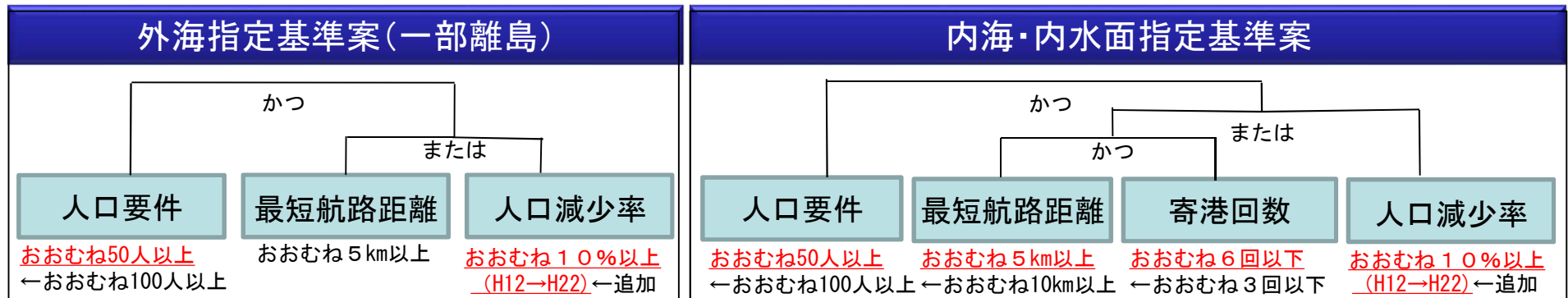
- 補助率の嵩上げ(法第7条)
- 医療の確保等(法第10条) : 定期的な巡回診療等への補助等、妊婦支援等(配慮事項)
- 税の特例(法第19、20条) : 所得税・法人税の特別償却、地方税の課税免除に伴う減収補填
- その他の措置等(附則第6条) : 特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討 など

離島振興対策実施地域の指定基準の見直し(H25)

離島振興対策実施地域

- 離島振興対策実施地域は、離島振興法第2条に基づき、国土審議会の意見を聴いて、主務大臣が指定
(平成30年4月1日現在:78地域、255島) ※主務大臣:国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣
- 離島振興法の改正や人口の大幅な減少等の社会情勢等の変化を踏まえ、平成25年4月離島振興対策分科会において、離島振興対策実施地域の指定基準が見直された

○離島振興対策実施地域の指定基準の概念図 (平成25年4月11日 国土審議会 第10回離島振興対策分科会 了承)



○見直し後の指定基準の運用に関する留意事項

- 1 指定済み離島について、人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興の方針等を確認のうえ、指定解除について停止することを検討する。
- 2 常時陸上交通が確保された離島について、指定解除を検討する。
- 3 未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第1条の目的に沿うよう行う。

未指定離島

- H25. 7追加指定(6島)
沖島(滋賀県)、前島(岡山県)、似島(広島県)、小豆島・沖之島(香川県)、興居島(愛媛県)
- H27. 7追加指定(1島)
大島(香川県)

基準に満たない既指定離島(H25. 6時点)

- 指定解除(2島)
淡路島(兵庫県)、高島(島根県)
- 指定解除を停止
南那珂郡島(宮崎県)
- 指定解除を猶予
※国勢調査の都度、離島振興策の効果を確認し、新たな指定基準に則して指定解除の是非を判断
小島(北海道)、児島諸島(岡山県)、青島(愛媛県)、桂島・新島(鹿児島県)

※安居島(愛媛県)は基準値以下の20人だったが、忽那諸島へ編入

H25検討時の検討結果

■ 国土審議会第11回離島振興対策分科会 議事概要(抄)

平成25年6月27日開催

- ・ 新たな離島振興対策実施地域として、人口要件を満足する離島のうち、「沖島」、「前島」、「似島」、「小豆島」、「沖之島」及び「興居島」を新たに指定することが適当。
- ・ 現在指定済みの離島振興対策実施地域のうち、常時陸上交通の確保された「淡路島」及び無人島となっている「高島」については、指定を解除することが適当。
- ・ 人口50人未満の「南那珂群島」については、今後の振興方針等を確認した結果、離島振興法第1条の目的に沿った振興策を十分実施しうると判断されるため、新たな離島振興対策実施地域の指定基準を踏まえ、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項の1」に基づき、指定解除を停止することが適当。
- ・ その他の人口50人未満の離島振興対策実施地域である「小島」、「児島諸島」、「青島」、「桂島」及び「新島」については、国勢調査の都度、離島振興策の効果を確認したうえで、新たな離島振興対策実施地域の指定基準に則して指定解除停止の是非を判断することとし、その間は指定解除を猶予することが適当。
- ・ なお、離島振興法の目的も踏まえ、特に指定の解除を行う場合には、慎重な対応を行うこととする。

以上、離島指定検討部会報告の離島振興対策実施地域の見直し案のとおり決定した。

※「巖島」については、本土との間の航路状況が良好であり、島内の就業者数や事業者数等の経済状況についても全国平均を上回る状況にあり、現地調査の結果も含めて総合的に判断した結果、条件不利地域であるとまでは言えない状況であることから、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項の3」に基づき指定は行わないこととする。

離島振興対策分科会におけるコメント

■ 国土審議会第17回離島振興対策分科会 議事録(抄) ※未定稿

令和元年6月12日開催

- ・ 離島指定地域の点検に当たっては、基準を満たさない既指定離島の扱いについて、該当自治体の意見を十分に聞いた上で対応をしてほしい。
- ・ 離島振興対策実施地域の指定基準に関して、離島振興法ができた昭和28年当時は人口が増えていくことが常識だったが、現在では人口が減少するのが常識であり、このような状況の中では、人口要件は不要ではないか。
- ・ 未指定の無人島に家族が趣味で移住することを応援しろとは言わないが、既指定離島については人口要件を設ける実益がなく、その結果、指定解除の停止とか、指定解除の猶予とか余計な制度が必要になってきているのではないか。